

令和 6 年 6 月 6 日現在

機関番号：16401

研究種目：若手研究

研究期間：2018～2023

課題番号：18K12681

研究課題名（和文）電子記録債権の新たな活用のための研究

研究課題名（英文）Research for new utilization of electronically recorded monetary claims

研究代表者

切詰 和雅（Kirizume, Kazumasa）

高知大学・教育研究部人文社会科学系人文社会科学部門・准教授

研究者番号：40461008

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,800,000円

研究成果の概要（和文）：電子記録債権法に関して、（1）電子記録債権法19条1項（善意取得）の適用範囲について、（2）電子記録の請求において、他人になりすました者の責任について、（3）電子記録債権法12条1項（意思表示の無効又は取消しの特別）の妥当性について明らかにした。本研究により、各条文の問題点が明らかになったとともに、本研究はその問題点に一定の示唆を与えるものである。

研究成果の学術的意義や社会的意義

電子記録債権の利用者が増加するなか、電子記録債権法に関する研究は決して進んでいるとは言えない状況であった。本研究は、各条文の解釈・適用にあたって生じる問題点を明確にしたとともに、妥当な解釈を行うための一助となろう。また、法的安定性を高めることによって、電子記録債権の利用者の安心・増加にも寄与するものである。

研究成果の概要（英文）：Regarding the Electronically Recorded Monetary Claims Act, the following was clarified. (1) the scope of application of Article 19, paragraph 1 (good faith acquisition), (2) the liability of a person who impersonates another person in a request for an electronic recording, and (3) the validity of Article 12, paragraph 1 (special provision for nullity or rescission of manifestation of intention). This study clarifies the problems of each article and provides some suggestions for the problems.

研究分野：民事法学

キーワード：電子記録債権

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

## 1. 研究開始当初の背景

電子記録債権法は、金銭債権の流通性を高めることによって事業者の資金調達の円滑化を図るために制定された。従前、金銭債権を活用した資金調達方法としては、指名債権および手形の譲渡・質入れの方法などが想定されていた。しかし、指名債権の譲渡・質入れにおいては、二重譲渡のリスクや第三債務者から人的抗弁を対抗されるリスクがある。また、手形の譲渡においては、そもそも手形は有価証券であることから、その作成・交付・保管にかかるコストや盗難・紛失のリスクがある。これらのリスクを回避するために、電子記録債権法においては、電子記録が債権の発生や譲渡の効力要件とされ、かつ、手形法を参考にした条文が多数規定された。これにより、電子記録債権は、指名債権と対比すれば、二重譲渡のリスクがなくなり、また、原則として第三債務者からの人的抗弁も切断される。他方で、手形と対比すれば、作成・保管にかかるコストや盗難・紛失のリスクがない。このように、電子記録債権は、指名債権および手形の譲渡における各々のリスクを回避するとともに、指名債権の契約内容設計の自由度や手形債権の高い流通性を有する、いわば「いいとこどり」をした債権といわれている。

全国銀行協会の統計資料によると、研究開始年度(2018年)の手形の交換高は261兆2755億円であり、1990年(4,797兆2,906億円)と比べて、わずか5%(94.6%減)にまで減少している。これに対して、全銀電子債権ネットワークの統計資料によると、でんさいネットにおける電子記録債権の発生記録請求件数は、2013年に134,811件(1兆495億円)であったものが、2018年には2,665,275件(18兆4,630億円)に増加している。2022年には、手形の交換高は89兆630億円となり、電子記録債権の発生記録請求件数は5,647,269件(33兆8756億円)となっている。電子記録債権の周知、利用が進むなか、その法律面からの研究は決して進んでいるとはいえない状況であった。電子記録債権法に関する文献自体は少ないわけではないが、そのほとんどがその活用法や制度の解説にとどまっており、各条文の法解釈や電子記録債権の法的性質にまで踏み込んだ研究は数える程度であった。そのため、電子記録債権法における各条文に関する研究を蓄積する必要があった。

## 2. 研究の目的

本研究の目的は、電子記録債権法の各条文が如何に法解釈されるべきかを研究し、電子記録債権の法的性質を明確にすることによって、法的安定性を確立し、電子記録債権の利用の促進および電子記録債権の新たな利用方法やその際に生じうる新たな法律問題の解決に貢献することにある。

## 3. 研究の方法

電子記録債権法について研究するにあたっては、研究対象に応じて、民法(とくに債権譲渡法)からの研究、手形法(有価証券法)からの研究、民事執行法からの研究などが考えられるが、本研究は、手形法(有価証券法)の視点から各論点を検討し、明らかにする。周知の通り、電子記録債権法には手形法を参考にした条文が多数規定されている。他方で、電子記録債権は手形のように証券に記載されるものではないから、手形法における解釈は当然には妥当しない。それゆえ、手形法における議論を参考にしつつ、手形との相違を意識して、手形法の議論がどこまで当てはまるかを意識した研究を行う。

## 4. 研究成果

(1) 電子記録債権法19条1項(善意取得)の適用範囲について検討した。電子記録債権法19条1項は、債権記録上の債権者が無権利者である場合にのみ適用されるのか、それとも電子記録債権の譲渡行為の瑕疵一般についても適用されるのかが問題となる。この点、立案担当者は、電子記録債権法19条1項は、電子記録債権について、手形と同様の取引の安全を確保するために設けたものであるから、本条項の適用範囲は、手形の善意取得規定(手形法16条2項)の適用範囲と同じであるべきとする。手形法16条2項の適用範囲の議論においては、手形法16条2項は、譲渡人が無権利者である場合にのみ適用されるとする見解(無権利限定説)と、無権利者からの取得のみならず、手形の譲渡行為の瑕疵一般についても適用されるとする見解(政策的拡張説)との間で争いがある。この点、手形法16条2項の適用範囲に関する議論において、第一に、同条項は公信の原則と同様の制度であること、第二に、手形法16条2項は同条1項の権利推定を前提とするので、保護されるべき信頼も前者は権利者であるとの信頼のみであること、また、善意支払(手形法40条3項)の適用範囲は所持人の無権利に限られるべきであり、同じく手形法16条1項の権利推定を前提とする手形法16条2項も、その適用範囲は前者の無権利に限られると解すべきであることから、無権利限定説が正当と考える。それに加えて、手形法とは異なって、電子記録債権法には政策的拡張説が根拠の一つとしている「事由ノ何タルヲ問ハズ」に相当する文言はない。以上の理由から、電子記録債権法19条1項は、債権記録上の債権者が無権利者である場合にのみ適用されると解する。電子記録債権法19条1項の適用範囲を明らかにしたことにより、意思表示に瑕疵がある場合には、電子記録債権法12条1項や民法の意思表示規定が適

用され、また、無権代理の場合には、民法の代理規定が適用されることが明確になった。これにより、それぞれの規定が体系的に機能し、ひいては法的安定性を高めることにつながる。

(2) 他人になりすまして電子記録の請求における相手方に対する意思表示をした者の責任に関して、いかなる法制度に基づいて責任追及すべきかについて、手形偽造における議論を参考にし、検討した。

まず、無権代理となりすましとの区別の基準について、電子記録の請求においても、手形における無権代理と偽造との区別の基準と同様に、形式を基準として無権代理となりすましが区別されるべきである。具体的には、電子記録の請求に必要な情報として、電子記録債権法施行令1条3号の事項、すなわち「代理人によって電子記録の請求をするときは、当該代理人の氏名又は名称及び住所並びに代理人が法人であるときはその代表者の氏名」に関する事項が申請されているか否かによることになろう。電子記録債権法施行令1条3号の代理人に関する事項についての記載があり、電子債権記録機関に提供されたうえで電子記録の請求が行われる場合には、いわゆる代理方式であって、この場合に無権限であったときは、無権代理ということになる。そして、電子記録債権法施行令1条3号の代理人に関する事項についての記載がなく、直接本人名義で電子記録の請求が行われる場合には、いわゆる代行方式であって、この場合に無権限であったときは、なりすましということになる。

次に、他人になりすました者の責任については、以下のように解する。すなわち、電子記録債権の内容は、債権記録の記録により定まるものとされている(電子記録債権法9条)ので、代理方式であるのか代行方式であるのかという記録の差異は、電子記録債権法上の法律関係に本質的な差異を生じさせる。それゆえ、代理方式において権限のない無権代理と、代行方式において権限のないなりすましとの間には、民法の代理に関する諸規定を類推しうるほどの類推の基礎は存在しない。したがって、他人になりすました者に電子記録債権法上の責任を負わせることはできないと解する。そうであるとしても、多くの場合は、電子債権記録機関に対する損害賠償請求によって、相手方の保護が図られると思われる。電子債権記録機関は、代理権を有しない者または他人になりすました者の請求により電子記録をした場合には、電子債権記録機関の代表者および使用人その他の従業員がその職務を行うについて注意を怠らなかつたことを証明しないかぎり、第三者に生じた損害を賠償する責任を負う(電子記録債権法14条)。それゆえ、なりすましの場合には、相手方の保護として、まずは電子記録債権法14条に基づいて電子債権記録機関に対して損害賠償請求をすることが考えられ、電子債権記録機関が注意を怠らなかつたことを証明した場合には、なりすましをした者に対して、民法の不法行為に基づく損害賠償請求(民法709条)等を行うことになる。

本研究によって他人になりすました者の責任が明らかになった。加えて、電子記録の請求が直接相手方に行われるのではなく、電子債権記録機関に対して行われること、かつ、ネット上で行うことができるなど、電子記録債権に特有の意思表示のなされ方が、法解釈に及ぼす影響も明らかになった。

(3) 電子記録債権法12条と民法の意思表示規定との関係について検討した。民法の意思表示規定と電子記録債権法12条との関係は、次の通りである。すなわち、当事者間の法律関係については民法の意思表示規定が適用され、第三者との法律関係については、その主観的保護要件が民法上「善意」と定められている規定(心裡留保、虚偽表示)に関しては電子記録債権法において何ら規定を設けず、すなわちそのまま民法の規定が適用される。また、民法上、第三者保護規定はあるが、「善意でかつ過失がない」(善意無過失)と定められている場合(錯誤、詐欺における取消前の第三者)および第三者保護規定のない場合(詐欺・強迫における取消後の第三者)に関しては、電子記録債権法12条1項において「善意でかつ重大な過失がない」(善意無重過失)と定められたうえで、同条項が適用されるのである。このように、電子記録債権法12条1項は、いわば機械的に、民法上、第三者の保護要件が善意の場合には、電子記録債権法上、規定を設けず、また、民法上、第三者保護規定がない、または第三者保護規定はあるが保護要件が善意無過失とされている場合には、(強迫における取消前の第三者を除いて)一律に、電子記録債権法上、善意無重過失と規定している。その結果、一見すると、民法よりも取引安全の保護が図られているように見える。しかし、民法において第三者の保護要件が規定されていない場面、とくに詐欺・強迫における取消後の第三者に関しても、一律に善意無重過失と定めたため、かつ、取消しは取消後の第三者にも対抗できないという規定になっているため、これが縛りとなり、民法上のきめ細かい議論・見解を電子記録債権法上で自由に採ることができなくなってしまっている。同様に、強迫における取消前の第三者についても、民法学説において第三者を保護する見解があり、その見解の第三者の保護要件が善意無過失であるとした場合、仮に電子記録債権法上もその見解を採ることができるような場面があったとしても、電子記録債権法12条と民法の意思表示規定との関係に鑑みると、民法上の見解を電子記録債権法において採ることはできないであろう。

本研究により、民法上、規定のない場面についても、電子記録債権法においては規定したため、これが起因となって、解釈において不都合が生じることが明らかになった。今後、立法を行うにあたって参考となろう。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計3件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 切詰和雅	4. 巻 126号
2. 論文標題 電子記録債権法12条1項の検討	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 高知論叢	6. 最初と最後の頁 155 - 176
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 切詰和雅	4. 巻 123号
2. 論文標題 他人になりすまして電子記録の請求における意思表示をした者の責任	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 高知論叢	6. 最初と最後の頁 73 ~ 90
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 切詰和雅	4. 巻 120号
2. 論文標題 電子記録債権法における善意取得の適用範囲	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 高知論叢	6. 最初と最後の頁 201 - 221
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計3件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 切詰和雅
2. 発表標題 電子記録請求における本人になりすました者の責任
3. 学会等名 明治大学商法研究会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 切詰和雅
2. 発表標題 電子記録債権法における「なりすまし」の法的性質
3. 学会等名 企業法研究会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 切詰和雅
2. 発表標題 電子記録債権法における善意取得の適用範囲
3. 学会等名 債権法・手形法研究会
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関